

第 72 号

第5次くまもと21ヘルスプランの策定について

第5次くまもと21ヘルスプランを次のように策定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）（別冊）

（提案理由）

第5次くまもと21ヘルスプランの策定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成16年熊本県条例第35号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。